

お客様ご本人の確認書類について

お客様が個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます）第24条第2項の規定による利用目的の通知または法第25条第1項の規定による開示をご請求になる場合には、個人情報の漏えい防止の観点から、お客様ご本人の確認書類を提出していただきます。お客様の代理人をご請求になる場合には、お客様ご本人及び代理人の双方の確認書類が必要となります。また、ご本人が15歳未満の場合には、ご本人の法定代理人にご請求いただきます。各々の確認書類につきましては、下記をご参照下さい。

記

【ご本人の場合】

有効期間内の次の書類いずれか1通（本籍地の項目については不要ですので、油性ペンなどで消去してください。）

- ・運転免許証のコピー
住所変更されている場合には、住所変更手続きをなさった上で「裏面」のコピーも添付してください。
- ・住民基本台帳カードのコピー
「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所（現住所）が記載されているもの[Bタイプ]。
同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要です。
- ・旅券（パスポート）のコピー
顔写真のページと所持人記入欄（氏名・住所などの記入箇所）の両方のコピーが必要です。
- ・各種年金手帳のコピー
- ・各種福祉手帳のコピー
- ・各種健康保険証のコピー
住所欄には必ず現住所をご記入ください。
- ・外国人登録原票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書(外国人の場合)

【代理人の場合】

3ヶ月以内に発行された次の書類いずれか1通（本籍地の項目については不要ですので、油性ペンなどで消去してください。）

- (a)親権者（民法第818条）の場合
 - ・戸籍謄本、戸籍抄本等本人との関係を証する書類
- (b)成年後見人（民法第8条、第843条）の場合
 - ・登記事項証明書
- (c)未成年後見人（民法第839条、第840条）の場合
 - ・登記事項証明書
- (d)任意代理人の場合（注：本人が15歳以上である場合に限り）
 - ・本人が自署、押印した委任状（原本）

【成年後見人が法人である場合】

3ヶ月以内に発行された次の書類いずれか1通

- ・登記簿謄本
- ・登記簿抄本
- ・現在事項全部証明書または現在事項一部証明書

コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれません。

以上